○総務省告示第百六十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の四第八号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第百八十三号（電波法施行規則第六条の四第八号の規定に基づき、公示する期間内に申請することを要する基幹放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後

送信設備の設置場所		周波数	空中線電力
［略］	［略］	［略］	［略］
全国		90MHz 以上 98.9MHz 以下	20W 超

改　正　前

送信設備の設置場所		周波数	空中線電力
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
全国		90MHz 以上 94.9MHz 以下	20W 超

備考　表中の［　］の記載は注記である。